

今後の水泳指導の実施方法に関する方針

令和8年7月更新版

葛飾区教育委員会

目次

1	はじめに.....	1
2	これまでの取組.....	1
	（１）方針及び実施計画の策定.....	1
	（２）移行校数及び事業経費の推移.....	2
	（３）取組の成果.....	2
	（４）課題.....	6
3	屋内温水プールにおける水泳指導の考え方.....	7
	（１）移行の考え方.....	7
	（２）水泳指導の実施方法.....	8
	（３）水泳指導における授業時数.....	8
4	民間事業者等の施設の活用及び新施設の整備.....	9
	（１）民間施設及び既存区立施設の活用.....	9
	（２）新施設の整備.....	10
5	移行前の小学校及び中学校での水泳指導に当たっての熱中症対策.....	13
6	移行後に使用しなくなった学校プールの取扱い.....	14
	（１）単独棟のプール.....	14
	（２）合築棟のプール.....	14
7	移動手段の確保.....	15
	（１）将来的なバスの年間必要台数.....	15
	（２）安定的なバスの確保に向けた取組.....	16
	（３）移動時の安全確保.....	16
8	事業経費の試算.....	17

【参考資料】

泳力別グループ人数の変化（令和７年度）.....	18
区立小学校及び屋内温水プール配置図（令和８年度）.....	24
学習指導要領（平成 29 年告示）（水泳指導に関する内容を抜粋）.....	25

1 はじめに

本区では、近年の熱中症予防対策の必要性の高まりなどにより計画的な水泳指導が難しくなってきたことから、令和2年度に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、小学校の水泳指導の屋内温水プールへの移行を進めてきたところである。

屋内温水プールにおける水泳指導の手法を確立し、移行した学校では計画的な水泳指導が実施できている一方で、民間施設の撤退や休止に伴う実施日程の変更、バスの確保、移行後の学校プールの取扱いなどの課題が生じている。

全小学校の移行をより計画的に進めていくため、水泳指導の実施方法や屋内温水プールへの移行の考え方のみならず、こうした課題への対応も含めた方針として更新する。

2 これまでの取組

（1）方針及び実施計画の策定

今後の水泳指導の実施方法に関する方針（令和2年12月策定）	
概要	（小学校） ・改築や学校プールの大規模改修が必要となった際にはプール整備をせず、屋内温水プールに移行する。 ・その他、学校の意向に応じて屋内温水プールに移行する。 （中学校） ・改築時や大規模改修時の各校の状況に応じて対応する。
実施計画及び移行計画（令和3年11月策定）	
概要	・区の総合スポーツセンター及び民間施設の計12施設で、1施設当たり2校程度の移行を進める。 ・新たな受入先として2施設を整備する。 ・学校プールで水泳指導を行う学校の熱中症予防対策を強化する。
実施計画及び移行計画（令和4年9月改定）	
概要	・新たな受入先となる2施設の整備地を、新宿及びお花茶屋地域とする。

(2) 移行校数及び事業経費の推移

年度 (令和)	水泳指導委託 及び施設使用	バス移動	合計	移行 校数	利用 施設数
4	49,592,197 円	26,043,780 円	75,635,977 円	12 校	10 施設
5	95,533,499 円	54,570,320 円	150,103,819 円	24 校	12 施設
6	118,550,283 円	102,557,161 円	221,107,444 円	27 校	12 施設
7	114,985,669 円	157,218,398 円	272,204,067 円	26 校	12 施設
8	135,868,000 円	178,663,000 円	314,531,000 円	29 校	11 施設

※移行校数は、試行実施校及び中学校を含む。

※令和4年度から令和6年度までは決算額、令和7年度は決算見込額、令和8年度は予算額とした。

(3) 取組の成果

ア 水泳指導の計画的実施

近年、学校プール使用校では、天候を理由とした水泳指導の延期・中止が多く生じているが、屋内温水プール校では、天候に影響を受けず計画的に水泳指導を行うことができています。

学校プール使用小学校における天候を理由とした延期・中止時数(各学年平均)

令和6年度			令和7年度		
校数	実施 時数平均	延期・中止 時数平均	校数	実施 時数平均	延期・中止 時数平均
24 校	10.5 単位時間	2.5 単位時間	24 校	10.0 単位時間	2.7 単位時間

※1単位時間は、45分とする。

屋内温水プール利用校における天候を理由とした延期・中止時数(各学年平均)

令和6年度			令和7年度		
校数	実施 時数平均	延期・中止 時数平均	校数	実施 時数平均	延期・中止 時数平均
25 校	13.0 単位時間	0 単位時間	24 校	12.8 単位時間	0 単位時間

※1単位時間は、45分とする。

※令和4年度は台風、令和5年度は大雨により各1校、1回ずつ中止した。

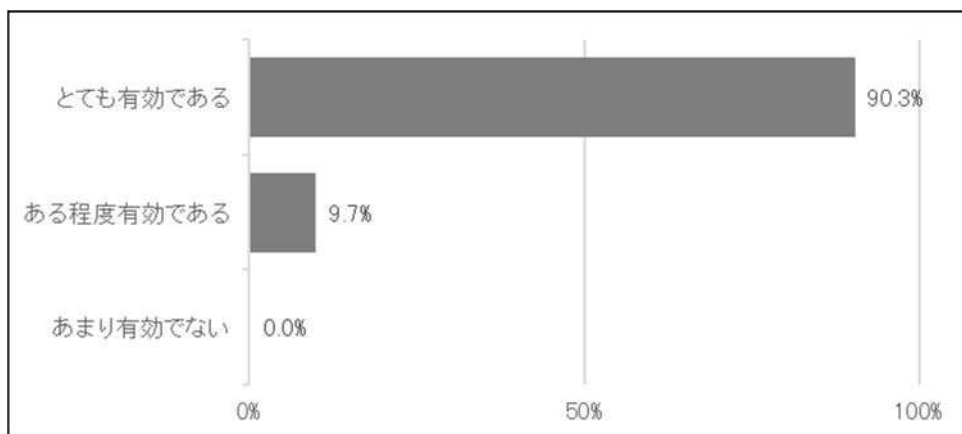
※試行中のよつぎ小学校及び四ツ木中学校は除く。

イ 教員負担の軽減及び児童の学習効果

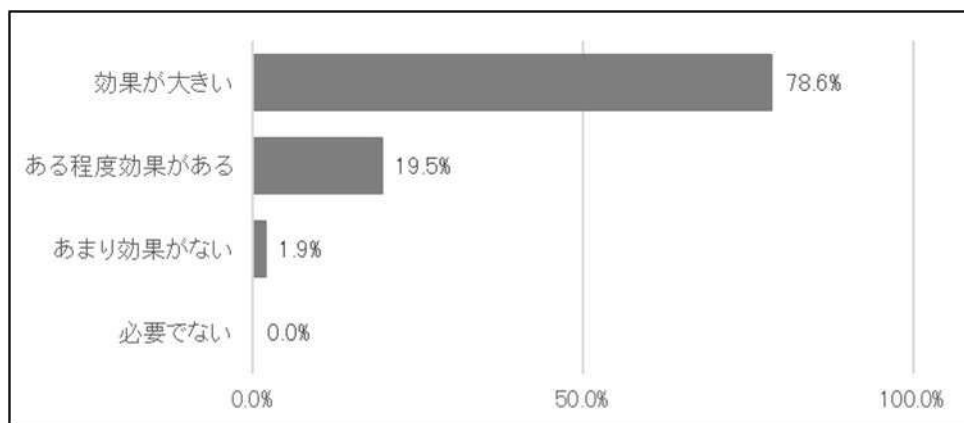
令和4年度から令和6年度にかけて、屋内温水プールを活用して水泳指導を行った小学校の教員・児童に対し、アンケートを行った。教員の負担軽減や児童の学習効果について、肯定的な回答が多数となっている。

【教員向けアンケートの結果】

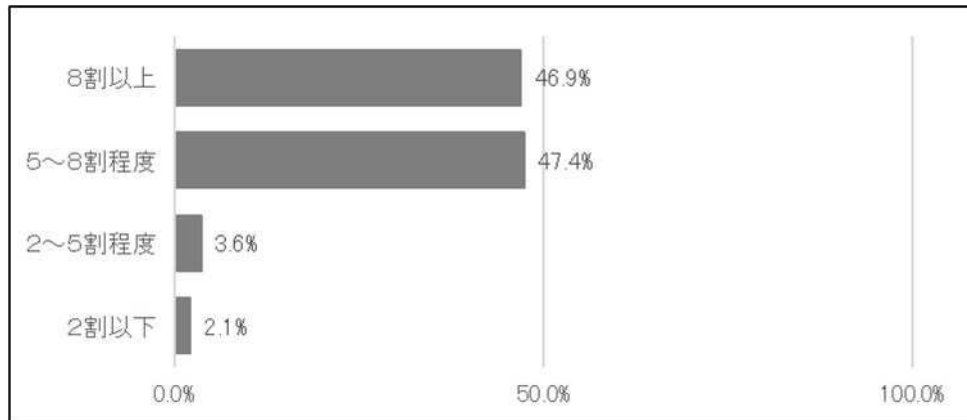
学校プールの維持管理が不要となることについて（令和5年度）



複数のインストラクターが指導補助に加わることによる児童の泳力向上の効果について（令和5年度）

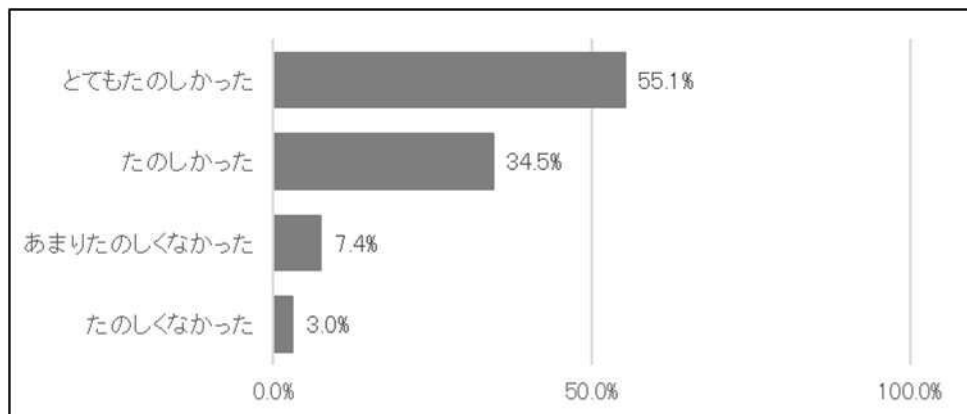


学習指導要領に示されている各学年の目標及び内容を基に各学校が作成している指導計画にある単元のねらいを達成できた児童の割合（令和6年度）

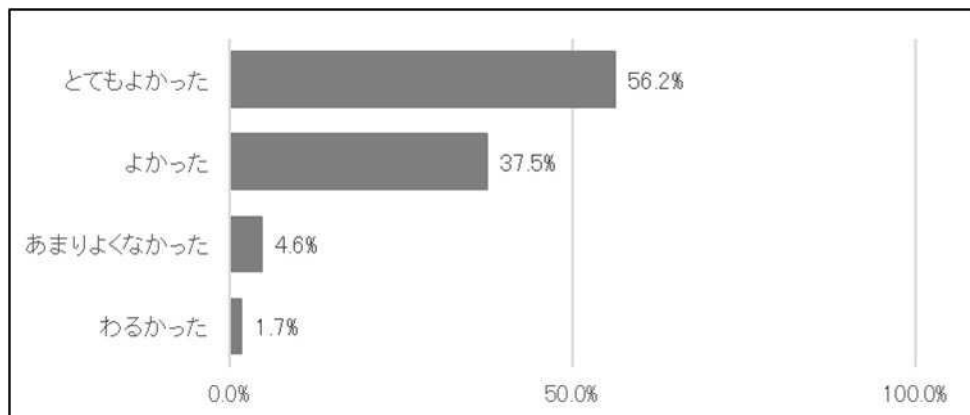


【児童向けアンケートの結果】

プールの授業は楽しかったですか（令和6年度）



コーチの教え方はどうでしたか（令和6年度）



【参考：校長ヒアリング結果】

児童の学習効果をアンケート以外の手段によっても測ることを目的として、令和7年度に、葛飾区立学校水泳指導推進委員会※に参加している小学校9校の校長にヒアリングを行い、泳力別の児童数の推移や児童の姿について確認した。

※葛飾区立学校水泳指導推進委員会

学校教育推進担当課長を委員長とし、教育指導課長、小学校長会代表、学校教育研究会体育科部長及び屋内温水プール利用校の校長により構成され、屋内温水プールを利用する学校の連絡調整等を行い、水泳指導の充実を図ることを目的としている。

(泳力別の児童数の推移)

令和7年度の水泳指導の開始時及び終了時における泳力別の児童数の推移は、参考資料「泳力別グループ※人数の変化（令和7年度）」（18 ページ）の通りであることを確認した。

※泳力別グループ

屋内温水プール利用校では、児童15人につき1人を目安にインストラクターを配置し、泳力に応じたグループ指導を行っている。

(児童の姿)

- a 泳力別グループの人数はほとんど変更していないが、25m以上泳げるようになった児童は増えている。
- b 泳力別の各グループにインストラクターが付き、個に応じた指導が行われることにより、児童が泳ぐことへの苦手意識を持たなくなり、長い距離を泳げるようになってきていることにもつながっていると感じる。
- c 屋内温水プールでのグループ指導になってからは、指導にあたる大人の数が増えたことにより、児童一人一人への個に応じた指導を手厚くすることができるようになった。
- d 教員だけでなくインストラクターが付いてくれることで、子ども達一人一人への声掛けの回数は多くなり、具体的なめあてを持ったり、意欲の向上に繋がったりしていると実感している。
- e 運動量を多く確保することにより、高学年の泳力が高まっていたことが見て取れた。

(4) 課題

ア 民間施設の撤退及び休止

本事業の開始以降、屋内温水プールを活用した水泳指導への移行は民間施設の活用により進めてきたが、令和4年度には事業者の撤退、令和7年度には店舗の一部休止が生じており、今後も民間施設の撤退や休止により、水泳指導に影響が生じる可能性がある。

令和8年度時点では、民間施設の利用割合が高く、施設の休館日だけではなく、一部営業日の営業時間外利用や一般枠の貸切利用をしているところである。そのため、今後、事業者の撤退や休止が生じた際の備えとして、受入施設の余力の確保が必要である。

	理由	対応
民間施設 A	建物所有者の意向による建替に伴う閉店	当該年度の指導終了後に閉店したため、翌年度以降の指導を他施設での実施に変更
民間施設 B	他施設における事故を受け、本区の施設についても一時休止	休止時点で未実施であった2校の指導を他2施設に振り替えて実施

イ バスの確保

令和8年度は、屋内温水プールへ移行した29校（試行1校含む）のうち、23校がバスを利用している。今後、全小学校の移行に向けてバスの利用校は増えるが、運転手の高齢化や担い手不足、労働時間の規制強化などにより、バスの確実な調達が困難な状況となる可能性がある。そのため、バスの安定的な確保に向けた取組を検討する必要がある。

ウ 移行後の学校プールの取扱い

屋内温水プールへ移行した学校では、既存の学校プールを使用しないものの、地域における防火用水、災害時の生活用水として、原則、プールに水を貯めている。しかし、こうした学校では、ボウフラなどの害虫

発生を抑制するための衛生管理に伴う教員の負担が一部残っている状態である。そのため、以下のとおり単独棟のプール解体に当たっての考え方をまとめ、効果的な活用が見込める場合等にはプールの解体を進めてきたところである。

こうしたことから、今後は、解体の対象とならない学校プールの水の取扱いや、校舎又は体育館などとプールが一体となっているため解体が困難な合築棟のプールの活用方法等について、検討する必要がある。

●「学校プールの解体について」（令和6年7月25日庶務報告）より抜粋

2 プール解体の考え方

- (1) 増築校舎や校内学童保育クラブを必要としている場合
- (2) プールの解体により効果的な活用が見込める場合
- (3) 児童1人あたりの運動場の面積が狭い場合

以上の(1)～(3)のいずれかに該当する学校について、個別に事情を考慮した上で、消防水利等について事前に消防署等と協議が整った場合、防災井戸を設置した上でプールの解体を行う。

3 屋内温水プールにおける水泳指導の考え方

(1) 移行の考え方

令和4年度以降、小学校は改築校を中心に本格的に移行を始め、令和8年度現在で中学校1校を含む29校が区の総合スポーツセンターや民間の屋内温水プール施設で水泳指導を行っている。こうした施設の活用により、天候や気候に左右されず計画的に、専門のインストラクターを指導補助として複数配置した水泳指導が可能となっている。

そのため、今後は区の総合スポーツセンターや民間の屋内温水プールに加え、区が整備する屋内温水プールを活用した全小学校の水泳指導の移行を進めていく。

一方、中学校は、教科担任制であり、通常1回の水泳指導を1単位時間(50分)で行っているが、学校外の屋内温水プールでは1回に2単位時間を要するため、時間割の編成上の支障となる。そのため、中学校は原則、

学校プールで水泳指導を行うこととし、改築や大規模改修の対象校及び区で整備する屋内温水プールへアクセスしやすい学校については、事前検証をした上で、屋内温水プールへの移行を個別に判断していく。

なお、四ツ木中学校については、改築の際に検証を行い、1回に2単位時間分の実施であっても体育教員や講師の時間割配置が調整できたことから、学校外での屋内温水プールを活用した水泳指導に移行している。

(2) 水泳指導の実施方法

インストラクターの指導を取り入れた小学校の屋内温水プールでの水泳指導は学校教育として行うものであることから、指導計画の作成や当日の全体指導及び児童の安全管理といった指導は教員が担い、インストラクターは、指導計画に基づき、指導補助やプールの水位・水質の管理などを行う役割を担う。過去のアンケート結果等により、インストラクターを指導補助に加えることの効果が確認できていることから、今後も現行の役割分担の考え方を継承する。

役割分担	教員	インストラクター
指導計画作成	主体	-
指導	主体	補助
評価	主体	補助
見学者対応	主体	-
事故対応	主体	主体 (学校・保護者・教育委員会事務局等への連絡対応を除く)

なお、四ツ木中学校は上表と同様の考え方で水泳指導を行っているが、中学校の水泳指導の実施方法については、移行の際に個別に検討を行う。

(3) 水泳指導における授業時数

小学校の水泳指導において、学校プールにおける水泳指導は概ね10単位時間の授業時数で実施してきたが、令和4年度以降の屋内温水プールを活用した水泳指導では、夏季休業中の水泳教室の代替も含め、各学校において12単位時間又は14単位時間の授業時数での水泳指導を実施してきたところである。

屋内温水プールにおける水泳指導の手法が確立されたこと、インストラクター導入により質の高い指導が実施できていることを踏まえ、今後の授業時数は12単位時間程度とし、小学校高学年（第5・第6学年）においては、安全確保につながる運動（着衣泳）の実施を考慮し、14単位時間程度とする。

学年	知識及び技能	授業時数
第1・2学年	水の中を移動する運動遊び もぐる・浮く運動遊び	12単位時間（6回）
第3・4学年	浮いて進む運動 もぐる・浮く運動	12単位時間（6回）
第5・6学年	クロール／平泳ぎ	12単位時間（6回）
	安全確保につながる運動	2単位時間（1回）

※1単位時間は、45分とする。

※2単位時間を1回とする。

なお、四ツ木中学校では、10単位時間の授業時数で実施しているが、改築等により移行する学校がある場合には、事前検証において必要な単位時間数を個別に判断していく。

4 民間事業者等の施設の活用及び新施設の整備

（1）民間施設及び既存区立施設の活用

令和8年度時点において、屋内温水プールに移行している学校の大半が民間施設を利用しているが、全小学校の移行のためには、今後も受け皿の確保が重要であることから、引き続き民間施設を活用していく。

また、区内2カ所の総合スポーツセンターは、現在1校ずつが水泳指導で利用しているところであるが、水泳指導の際の移動時間抑制の観点から、実施計画に示したとおり、2校を上限として利用校の検討を行っていく。

今後は、区が整備を進めている屋内温水プール2施設の供用開始を見据

え、全小学校の移行先を検証した上での移行計画を示していく。検証に当たっては、現在の移行先にこだわらず、各施設の一般利用者への影響や、施設への移動時間及び移動方法等を踏まえたものとする。

（２）新施設の整備

区が整備を進めている新宿及びお花茶屋の屋内温水プールは、各施設 10 校程度が利用可能であるため、両施設が本格稼働する令和 12 年度には、既に移行している小学校 28 校と合わせて、全小学校の水泳指導の移行が完了する見込みである。しかしその一方で、全小学校の移行完了後も民間施設への利用頻度は高い水準のまま推移し、施設の受入余力やバス運行の効率等の面で課題が残る。

そのため、地域バランスを考慮した上で、3 施設目となる屋内温水プールの整備を進め、民間事業者等の撤退や休止時に備えた余力の確保を図るとともに、民間施設の営業時間前の 1 回利用を減らすなどしてバス運行の効率化を図り、バスの必要台数を抑制していく。また、一部の民間施設において生じている一般利用者への影響にも配慮し、このことについては、引き続き民間事業者との協議を行いながら、柔軟に対応していく。

【屋内温水プール整備前後の余力のシミュレーション】

全小学校の移行に必要な施設の利用可能回数や余力について、新宿及びお花茶屋の屋内温水プール整備後、並びに3施設目整備後の数値を試算した。なお、今回の試算は既存の施設と新たに整備する施設を合わせた全体の余力を想定するものであるため、民間等の利用可能回数は3施設整備後も変わらないものとしている。

(試算の条件)

ア 学校数：48校

2施設の屋内温水プール整備後（令和12年度以降）の試算のため、小学校数は47校、中学校は四ツ木中学校1校とする。

イ 必要回数：1,449回

38回（4学年×6回＋2学年×7回）×小学校47校×0.8（各学校の児童数推計をもとに、360人以上の学校は学年単位、360人未満の学校は2学年単位での実施とした場合の係数）＋20回（四ツ木中学校3学年×5回＋特別支援学級×5回）

ウ 利用可能回数（学校外の屋内温水プール）：391回／1施設

5月から11月までの平日の日数 × 授業回数4回

ただし、水曜日は授業回数を3回として計算する。

エ 利用可能回数（民間等）：871回

38回（4学年×6回＋2学年×7回）×28校（令和8年度時点の移行校数）×0.8（各学校の児童数推計をもとに、360人以上の学校は学年単位、360人未満の学校は2学年単位での実施とした場合の係数）＋20回（四ツ木中学校3学年×5回＋特別支援学級×5回）

	必要回数	利用可能回数			余力
		学校外	民間等	合計	
2施設整備後	1,449回	782回	871回	1,653回	204回 (1施設当たり14回)
3施設整備後	1,449回	1,173回	871回	2,044回	595回 (1施設当たり39回)

シミュレーションでは、3施設目の整備により受入余力が増加し、民間事業者等の撤退や休止等に備えた受け皿の余力が確保できることが確認できた。

今後の3施設目の整備に当たっては、地域バランスを考慮しつつ、複数校利用に対応した施設規模の確保、移動に伴うバス駐車スペースへの対応、並びに一般開放に伴う区民の利便性及び快適性の向上の観点から、新宿及びお花茶屋の屋内温水プールと同様に、学校外への設置を基本として検討を進めていく。

5 移行前の小学校及び中学校での水泳指導に当たっての熱中症対策

本事業開始以降、屋内温水プールへ移行する前の小学校及び中学校においても水泳指導による熱中症のリスクを可能な限り低減するため、暑さ指数が31を超えた場合の屋外での運動の中止や日よけとしての遮光ネットの設置、プールサイドへの散水などの対策を講じてきた。今後も引き続き様々な対策を行い、熱中症のリスク低減に努めていく。

(学校プールへの遮光ネット設置例)



6 移行後に使用しなくなった学校プールの取扱い

以下の考え方を基本としながら、学校ごとにプールの解体について判断する。

(1) 単独棟のプール

ア 増築校舎や校内学童保育クラブの整備が必要な場合

イ プールの解体により効果的な活用が見込める場合

ウ 児童1人当たりの運動場の面積が狭い場合

以上のア～ウのいずれかに該当する学校については、個別に事情を考慮した上で、消防水利等について事前に消防署等との協議が整った場合に限って、防災井戸を設置した上でプールの解体を行う。

【学校プールの解体実績】

No.	学校名	理由
1	金町小学校	プールを解体することで、職員室や第一校庭から第二校庭への死角が解消されるとともに、第一校庭との一体的な活用が可能となるため。
2	東綾瀬小学校	(同上)
3	奥戸小学校 (令和9年度解体予定)	待機児童が恒常的に発生しており、校内学童保育クラブの整備が必要なため。
4	白鳥小学校 (令和9年度解体予定)	(同上)

(2) 合築棟のプール

合築棟のプールは校舎等と一体であることから単独棟のプールに比べて利用方法が限定されるため、現時点では活用実績がない。今後は、学校の意見を踏まえながら、効果的な活用が見込まれる場合は、合築棟のプールの転用を進めていく。

7 移動手段の確保

全小学校で屋内温水プールを活用した水泳指導を行う場合のバスの必要台数を推計し、今後の移動手段の確保に向けた検討の方向性について整理する。また、バスの確実な確保が困難となってきた社会情勢を踏まえ、徒歩により施設へ通う基準を設定する。

(1) 将来的なバスの年間必要台数

以下のとおり、新宿及びお花茶屋の屋内温水プールの整備により全小学校の移行が完了した場合と、これに加え、地域バランスを考慮して3施設目を区南部エリアに整備した場合の年間必要台数（1日の必要台数×授業日数）について試算した。

【試算の条件】

ア 徒歩により施設へ通う基準については、移動時間 15 分程度を目安とし、移動距離を 750m 以内に設定

イ 3施設目を区南部エリアに整備した場合の徒歩で通う学校数は、小学校の通学区域の設定状況から2校として設定

【参考資料「区立小学校及び屋内温水プール配置図（令和8年度）」】（24 ページ）

	令和7年度 (実績)	2施設整備後	3施設整備後
年間必要台数	1,207 台	1,600 台	1,150 台
バスの利用校数	23 校	31 校	26 校

※1日につき、1台が1往復しても2往復しても必要台数は1台として算出

試算の結果、2施設整備後には一時的に必要台数が増加となるが、3施設目の整備や徒歩による移動基準の設定により、将来的な必要台数を現在と同数程度に抑えられることが分かった。

今後、屋内温水プールへ移行した学校の移動手段は、移動時間の目安をバス・徒歩共に 15 分程度とし、交通事情等を踏まえながら個別に判断する。

（２）安定的なバスの確保に向けた取組

（１）で試算したとおり、３施設目の屋内温水プールの整備後には必要台数が減少すると見込んでいるが、施設整備には一定程度の期間を要することから、その間におけるバス台数の確保に向けた、様々な手法を検討する。

ア バス借上契約における台数の拡大

既にバスの借上契約を締結している区内の路線バス事業者だけではなく、貸切バス事業者などの新たな担い手に対し、調達台数の更なる拡大に向け、受注の可否や対応可能な台数等のヒアリングを行う。

イ バス配車及び運行管理業務の包括委託

複数のバス事業者とのネットワークを持ち、協力事業者から配車が可能な事業者による、配車や運行管理の包括的な委託について検討を行う。

ウ プール施設事業者によるバス配車

現在、プール施設事業者との間で、インストラクターによる指導補助等の委託契約を締結しているが、バスの配車はその契約内容に含んでいない。そのため、プール施設事業者によるバス配車や、区が整備する屋内温水プール２施設の管理運営を委託する場合における当該委託契約にバスの配車を含めることについて、検討を行う。

（３）移動時の安全確保

本事業では、学校から施設へ移動する際の安全を確保するため、バス移動においては、教員が引率のため同乗することとし、バスの台数が教員の人数を上回る場合には、同乗員を配置している。また、学校及び施設周辺の道路状況等により交通誘導が必要な箇所には、誘導員を配置している。

さらに、徒歩移動においても、交差点等における事故を防ぐための人員を配置しており、今後も引き続き、移動時の安全確保に努めていく。

8 事業経費の試算

全小学校が屋内温水プールへ移行し、新施設である3施設目を学校外に整備した場合の事業経費（イニシャルコスト及びランニングコストの80年間の総額）について、以下の条件で試算を行った。

【試算の条件】

- (1) 全小学校が移行する時期は令和12年度と想定し、小学校数は47校、児童数は令和12年度の推計児童数17,243人を使用
- (2) 中学校は四ツ木中学校1校とし、生徒数は令和12年度の推計生徒数150人を使用
- (3) 3施設目の屋内温水プールは、お花茶屋の屋内温水プールと同規模を想定（土地取得に係る経費は、候補地が決定していないため含めず。）
- (4) 施設のライフサイクルは80年と設定し、大規模改修は20年に1回実施するものとしてランニングコストを推計

（単位：千円）

項目		金額
イニシャルコスト (施設)	土地取得	557,435
	設計・工事監理等	568,939
	建設工事	12,634,356
	小計	13,760,730
ランニングコスト (施設)	大規模改修	27,644,403
	清掃・修繕等	8,640,000
	光熱水費	6,014,480
	小計	42,298,883
ランニングコスト (水泳)	インストラクター	9,395,056
	バス	10,137,388
	施設運営・使用	14,037,898
	小計	33,570,342
合計		89,629,955

泳力別グループ人数の変化（令和7年度）

【A校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	平泳ぎで25m以上泳ぐことができる	17人	18人
	②	クロールで25m泳ぐことができる	4人	8人
	③	15m泳ぐことができる	15人	10人
	④	15m泳ぐことができない	11人	11人
		児童数合計	47人	47人
第5学年	①	平泳ぎで25m以上泳ぐことができる	15人	15人
	②	クロールで25m泳ぐことができる	15人	15人
	③	15m泳ぐことができる	22人	22人
	④	15m泳ぐことができない	6人	6人
		児童数合計	58人	58人
第4学年	①	25mを泳ぐことができる	17人	20人
	②	15m泳ぐことができる	8人	9人
	③	ビート板などを利用して10m泳ぐことができる	12人	15人
	④	ビート板などを利用しても10m泳ぐことができない	13人	6人
		児童数合計	50人	50人
第3学年	①	25mを泳ぐことができる	14人	15人
	②	15m泳ぐことができる	11人	11人
	③	ビート板などを利用して10m泳ぐことができる	12人	13人
	④	ビート板などを利用しても10m泳ぐことができない	10人	8人
		児童数合計	47人	47人
第2学年	①	けのびやバタ足で15m泳ぐことができる	7人	18人
	②	ビート板などを利用して10m程度泳ぐことができる	8人	11人
	③	水中であるいたり走ったりできる	30人	22人
	④	水中であるいたり走ったりできない	16人	10人
		児童数合計	61人	61人
第1学年	①	けのびやバタ足で15m泳ぐことができる	11人	12人
	②	ビート板などを利用して10m程度泳ぐことができる	10人	10人
	③	水中であるいたり走ったりできる	16人	15人
	④	水中であるいたり走ったりできない	8人	8人
		児童数合計	45人	45人

【B校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	クロールと平泳ぎを40m程度泳ぐことができる	20人	22人
	②	クロールを20m程度泳ぐことができる	8人	8人
	③	クロール(息継ぎなし)を10m程度泳ぐことができる	10人	11人
	④	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	11人	8人
		児童数合計	49人	49人
第5学年	①	クロールと平泳ぎを40m程度泳ぐことができる	10人	10人
	②	クロールを20m程度泳ぐことができる	20人	22人
	③	クロール(息継ぎなし)を10m程度泳ぐことができる	13人	15人
	④	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	16人	12人
		児童数合計	59人	59人
第4学年	①	クロールと平泳ぎを20m程度泳ぐことができる	15人	15人
	②	クロールを20m程度泳ぐことができる	7人	7人
	③	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	10人	8人
	④	水に顔をつけたり水中にもぐったりすることができる	8人	10人
		児童数合計	40人	40人
第3学年	①	クロールと平泳ぎを20m程度泳ぐことができる	6人	8人
	②	クロールを20m程度泳ぐことができる	5人	7人
	③	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	12人	10人
	④	水に顔をつけたり水中にもぐったりすることができる	18人	16人
		児童数合計	41人	41人
第2学年	①	クロールを20m程度泳ぐことができる	5人	7人
	②	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	11人	9人
	③	水に顔をつけたり水中にもぐったりすることができる	21人	19人
	④	水に顔をつけることや水中にもぐるのが難しい	0人	2人
		児童数合計	37人	37人
第1学年	①	クロールを20m程度泳ぐことができる	0人	4人
	②	ビート板を使ってバタ足10m程度泳ぐことができる	10人	7人
	③	水に顔をつけたり水中にもぐったりすることができる	0人	2人
	④	水に顔をつけることや水中にもぐるのが難しい	19人	16人
		児童数合計	29人	29人

【C校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	泳法がある程度完成されている/50m以上泳ぐことができる	16人	16人
	②	25mを泳ぐことができる/クロールや平泳ぎなどの泳法を習得している	19人	19人
	③	15m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足などで泳ぐことができる	16人	16人
	④	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足であまり泳ぐことができない	19人	19人
		児童数合計	70人	70人
第5学年	①	泳法がある程度完成されている/50m以上泳ぐことができる	28人	28人
	②	25mを泳ぐことができる/クロールや平泳ぎなどの泳法を習得している	18人	19人
	③	15m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足などで泳ぐことができる	23人	24人
	④	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足であまり泳ぐことができない	12人	10人
		児童数合計	81人	81人
第4学年	①	25mを泳ぐことができる/クロールや平泳ぎなどの泳法を習得している	16人	17人
	②	15m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足などで泳ぐことができる	11人	11人
	③	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足であまり泳ぐことができない	13人	16人
	④	水に抵抗がややある/水に浮く、もぐるなどが苦手	12人	8人
		児童数合計	52人	52人
第3学年	①	25mを泳ぐことができる/クロールや平泳ぎなどの泳法を習得している	15人	14人
	②	15m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足などで泳ぐことができる	15人	16人
	③	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/け伸びやバタ足であまり泳ぐことができない	11人	9人
	④	水に抵抗がややある/水に浮く、もぐるなどが苦手	12人	14人
		児童数合計	53人	53人
第2学年	①	け伸びやバタ足などで泳ぐことができる/息継ぎをすることができる	14人	14人
	②	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/水に浮く、もぐるなどの基本的な運動遊びができる	14人	13人
	③	水に抵抗がそれほどない/水中で歩いたり走ったりできる	14人	14人
	④	水に抵抗がある/水に顔をつけることができない/プールに入ることに不安がある	13人	13人
		児童数合計	55人	54人
第1学年	①	け伸びやバタ足などで泳ぐことができる/息継ぎをすることができる	10人	9人
	②	ビート板などを使用して10m程度を泳ぐことができる/水に浮く、もぐるなどの基本的な運動遊びができる	12人	13人
	③	水に抵抗がそれほどない/水中で歩いたり走ったりできる	16人	14人
	④	水に抵抗がある/水に顔をつけることができない/プールに入ることに不安がある	11人	13人
		児童数合計	49人	49人

【D校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	クロール・平泳ぎ50m	12人	12人
	②	クロール・平泳ぎ25m	13人	13人
	③	クロール25m	19人	19人
	④	クロール15m	27人	27人
	⑤	けのび・バタ足	11人	11人
		児童数合計	82人	82人
第5学年	①	クロール・平泳ぎ100m、背泳ぎ50m	15人	15人
	②	クロール50m、平泳ぎ25m	16人	16人
	③	クロール25m	9人	9人
	④	クロール15m	17人	17人
	⑤	けのび・バタ足	24人	24人
		児童数合計	81人	81人
第4学年	①	クロール50m、平泳ぎ25m	7人	7人
	②	クロール25m、平泳ぎ15m	12人	12人
	③	クロール15m	19人	19人
	④	クロール8m	18人	18人
	⑤	けのび・バタ足	24人	24人
		児童数合計	80人	80人
第3学年	①	クロール50m、平泳ぎ25m	9人	9人
	②	クロール25m、平泳ぎ25m	4人	4人
	③	クロール15m	11人	11人
	④	バタ足15m	36人	36人
	⑤	けのび	12人	12人
		児童数合計	72人	72人
第2学年	①	クロール10m、平泳ぎ25m	5人	5人
	②	クロール8m	9人	9人
	③	ビート板なしキック8m	10人	10人
	④	けのび	19人	19人
	⑤	もぐる	6人	6人
		児童数合計	49人	49人
第1学年	①	クロール25m、平泳ぎ25m	6人	6人
	②	クロール15m	13人	13人
	③	バタ足8m	14人	14人
	④	けのび	12人	12人
	⑤	浮く	32人	32人
		児童数合計	77人	77人

【E校】

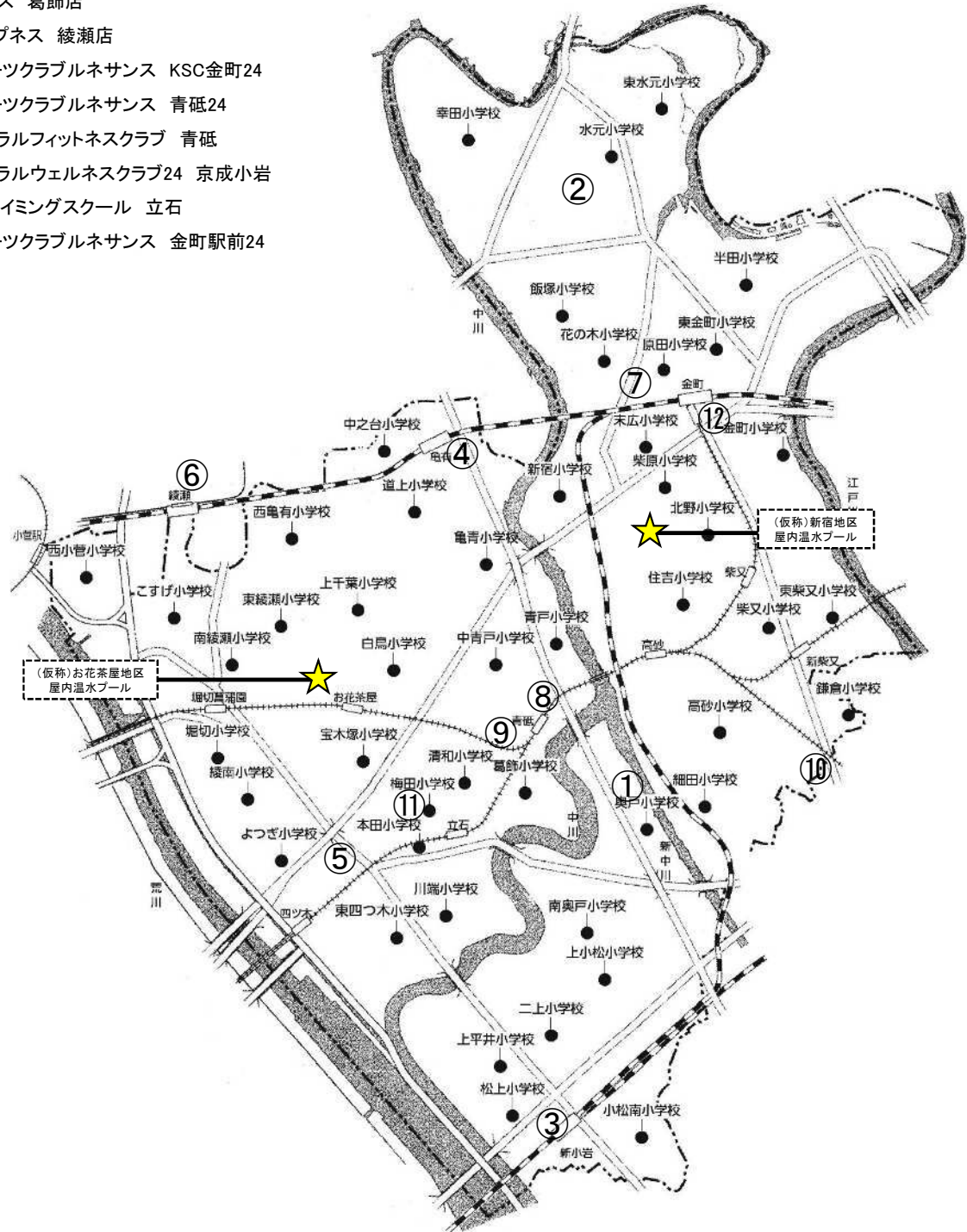
学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第6学年	①	25m以上泳ぐことができる	22人	22人
	②	25m以上程度泳ぐことができる	13人	13人
	③	15m程度泳ぐことができる	16人	16人
	④	5 m程度泳ぐことができる	13人	13人
	⑤	顔を水につける	11人	11人
		児童数合計	75人	75人
第5学年	①	50m以上泳ぐことができる	18人	18人
	②	クロールが綺麗に正確に泳ぐことができるようにする	20人	18人
	③	平泳ぎを綺麗に正確に泳ぐことができるようにする	21人	23人
	④	自由に25m泳ぐことができるようにする	20人	24人
	⑤	水に顔をつけて潜れたり、泳げたりできるようにする	10人	6人
		児童数合計	89人	89人
第4学年	①	クロール・平泳ぎ 50m泳げる	15人	15人
	②	クロール・平泳ぎ 25m泳げる	12人	12人
	③	クロール25m泳げるが、平泳ぎは苦手	18人	18人
	④	クロール25m泳げない	16人	16人
	⑤	けのび・バタ足練習レベル	19人	19人
		児童数合計	80人	80人
第3学年	①	25m以上泳げる	26人	26人
	②	13m泳げる	15人	15人
	③	5 m泳げる	12人	12人
	④	顔を付けることができる	22人	22人
	⑤	顔を付けることができない	8人	8人
		児童数合計	83人	83人
第2学年	①	25メートル泳ぐことができる	12人	12人
	②	5メートル泳ぐことができる	21人	21人
	③	3秒以上もぐることができる	24人	24人
	④	顔を付けることができる	10人	10人
	⑤	顔を水につけられない	12人	12人
		児童数合計	79人	79人
第1学年	①	プールの半分（13m程度）を泳ぐことができる	18人	18人
	②	5メートルを泳ぐことができる	12人	12人
	③	3秒以上もぐることができる	32人	32人
	④	水に顔を付けることができる	20人	20人
	⑤	水に顔を付けられない	10人	10人
		児童数合計	92人	92人

【F校】

学年	グループ	グループ分けの指標	開始時	終了時
第 6 ・ 5 学 年	①	クロールと平泳ぎの正しい泳法ができるようになる。	40人	44人
	②	手や足の動きに呼吸を合わせて正しくクロールができる。	29人	30人
	③	安定した姿勢で板キックができる。	25人	26人
	④	板ありキックができる。	19人	13人
		児童数合計	113人	113人
第 4 ・ 3 学 年	①	手や足の動きに呼吸を合わせて正しくクロールができる。	44人	48人
	②	息つぎなしクロールができる。	27人	28人
	③	板なしキックができる。	21人	22人
	④	板ありキックができる。	18人	12人
		児童数合計	110人	110人
第 2 学 年	①	手や足の動きに呼吸を合わせて正しくクロールができる。	27人	29人
	②	もぐったり、浮いたりできる。	27人	25人
		児童数合計	54人	54人
第 1 学 年		(学級ごとのため、グループ分けの指標なし)		
		児童数合計		

区立小学校及び屋内温水プール配置図(令和8年度)

- ① 奥戸総合スポーツセンター
- ② 水元総合スポーツセンター
- ③ ティップネス 新小岩店
- ④ セントラルフィットネスクラブ 亀有
- ⑤ メガロス 葛飾店
- ⑥ ティップネス 綾瀬店
- ⑦ スポーツクラブネサンス KSC金町24
- ⑧ スポーツクラブネサンス 青砥24
- ⑨ セントラルフィットネスクラブ 青砥
- ⑩ セントラルウェルネスクラブ24 京成小岩
- ⑪ JSSスイミングスクール 立石
- ⑫ スポーツクラブネサンス 金町駅前24



学習指導要領（平成 29 年告示）（水泳指導に関する内容を抜粋）

小 学 校

体 育

第 1 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

2 内 容

D 水遊び

水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。
 - イ もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。
- (2) 水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

〔第3学年及び第4学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

2 内 容

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
 - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
 - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
- (2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活

動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

〔第5学年及び第6学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

2 内 容

D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。
 - ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
 - イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
 - ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。
- (2) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

3 内容の取扱い

- (4) 内容の「D水泳運動」の(1)のア及びイについては、水中からのスタートを指導するものとする。また、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (6) 第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

中 学 校

保健体育

第1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕

1 目標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに

実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

- (2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

2 内 容

D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。
ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。
イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。
ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
- (2) 泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

〔体育分野 第3学年〕

1 目 標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

- (2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

2 内 容

D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。
 - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
 - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
 - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
 - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。
 - オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。
- (2) 泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする事、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする事などや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

〔内容の取扱い〕

- (1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。

- ア 第1学年及び第2学年においては、「A体づくり運動」から「H体育理論」までについては、全ての生徒に履修させること。その際、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、2学年間にわたって履修させること。
- イ 第3学年においては、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、全ての生徒に履修させること。「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはいずれかから一以上を、「E球技」及び「F武道」についてはいずれか一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。
- (2) 内容の「A体づくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。
- エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

※文中の項目番号については、「学習指導要領（平成29年告示）」のとおりに記載している。